

午前10時30分開会

○池田委員長 皆さんおはようございます。ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。以後、着座にて進行させていただきます。

本日は、環境まちづくり委員長からの申出があり、生活衛生課長が環境まちづくり委員会の陳情審査に出席をしております。

日程に先立ちまして、人事異動のご報告がございます。7月1日付で福祉政策担当課長の異動がありました。お手元に名簿をお配りしておりますので、ご確認を下さい。

それでは、自己紹介をお願いいたします。

○岡福祉政策担当課長 昨日付で福祉政策担当課長に着任してまいりました、岡勇輝と申します。今後ともどうぞよろしくをお願いいたします。

○池田委員長 はい。よろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

本日の日程をご確認ください。意見書の審査が1件、報告事項は子ども部が4件、保健福祉部が1件です。この日程に沿って進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、日程1、児童のメンタルケア医療に従事する医師の確保を求める意見書（案）についての審査をいたします。

本意見書については、先日の各派協議会にて委員会で議論することとなりましたので、まずは提案者からの趣旨説明をお願いいたします。

○白川議員 はい。児童のメンタルケア医療に従事する医師の確保を求める意見書について、概要をご説明いたします。

これは精神科医を増やそうという趣旨のものです。現在、日本の精神科医というのは1万人から1万5,000人ぐらいいると推定されているそうです。そのうちで児童を取り扱える人というのは、これはちょっと数は出ませんが、現場では10分の1もいないんじゃないかというふうな言葉を頂いています。つまり、推定値1,000人から1,500人ぐらいいるかないかというところかと思えます。

今、児童のメンタルケアというのがかなり重要になっている、ニーズが増えていると。一つは、もともと従来の伝統的家族ですね、親子三代住んでいるというときに、親と子というのが対立する部分もありますが、それをおじいちゃんおばあちゃんが調整するというようなことができたという伝統的な家族から核家族化にしまったと。そこでどうしても親子の対立というのが出てくるときに、うまくいくときもありますが、うまくいかないときに、子どものメンタルが少しダメージを受けるとかということがあり得ると。時代の変化というのもありますし、コロナ禍のように社会情勢が変わってしまうと、実際に精神をちょっと病んでしまう子どもたちが増えてしまうということもデータでどうやら出てくるようです。ですから、これは増加傾向にあるというふうに見たほうがいいと思いますが、現在、精神科医、子どもを診られる精神科医の病院とか専門家というのは、もう10日待ちとか、ひどいときは3か月待ちが当たり前というふうになっているそうです。このメンタルケアに関しまして早ければ早いほどいいというふうに言われておりまして、従来の、何というんですかね、相談中心のものから投薬とか脳に刺激を与えるとかという治療法が

かなり進んでおりまして、相当広く活用できるように、ご存じのようになっていますが、どうしてもその数が足りないもので、精神を病んだままの子どもたちがほったらかしになっていると。この状況を変えるためには、子どもたちを診られる精神科医というのをもう増やすしかないだろうという現場のもう悲鳴に似た声というのがありまして、今回、意見書を提出するに至りました。

ですから、もし10日待ちということであれば、翌日、もう行った日に診られるという状況にするためには10倍にしなければいけないと。もし3か月待ちというのが当たり前になってしまったら、20掛ける3で60倍にしなければいけないという、本当に需要が大きいのに供給が足りないという典型的な状況になっております。ですから、まずはそこを国レベル、都レベルで重点的に支援して数を増やす努力というのをしていかなければならないかなと思います。

このように、1日に診られる患者さんの数というのが限られているので、これが例えば10倍になったところで既存のお医者さんの収入が減るとかということはないわけですね。増やしても特にそこにダメージはありませんので、またどんどん増やしていったら、もともと精神科医の人たちというのは、ほかのお医者さんに比べると収入が低いという部分があるんですが、その分もちろん志の高い方が多いので、増える分には本当に歓迎であるという現場の声もありますし、これはぜひ進めていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○池田委員長 はい。ありがとうございました。

委員からの意見等を受けます。

○牛尾委員 精神科医、特に子どもの精神科医が不足しているということで、こうした意見書を出していくというのは大変よいことだと思います。ただ一方で、今、医療費の削減、今度4兆円削減するというのが合意されたようですけれども、これに対しては、医療現場から現場を無視した暴論だというような批判の声も出ております。当然、医師を増やすとなると医療費も増えるということになるわけで、今、政府が進めている4兆円削減とは矛盾することを求めることになる。一方で、メンタルの分野だけ医者を増やそうとなった場合、もし4兆円削減を是とするならば、ほかの医療現場に深刻な影響を与えると思うんですけども、その辺の関係についてはどのようにお考えですか。

○白川議員 全体のパイが限りがありますので、さらにそのパイを減らすといったときに、ここを増やしてくれということに関して、それはほかのパイを削らなきゃいけないだろうと。おっしゃるとおりなんですけど、これ少子化の問題というのもありまして、要するにメンタルのケアが必要な子どもたちが増えていくと、少子化の加速にもつながってしまいます。要するに人生のスタートであるところの子どもたちの心の問題ということをおくると、その後の成人になってもその問題を抱えてしまうということになって、結局医療費がさらに増えてしまうんですね。だったら子どもの段階でそれを根絶してしまうというほうが私はコストを削減できると思いますので、この件に関してはむしろ長い目で見るとコスト減になる可能性があるなと思っています。

○牛尾委員 子どもの少子化という面からというのはそのようにおっしゃいますけれども、例えば小児科医が足りないとか、子どもの医療についても、精神だけじゃなくて、事実もう小児科が足りないというお話もありますし、まさに出産できる場所も減らされていると

ということで、産婦人科の分野も本当に人手不足、お金が足りないという状況が生まれているという点では、ここだけじゃなくて、やはり小児科もいろんな分野がありますし、トータルのしっかりとしていくということのほうが少子化にもつながっていくと思いますし、そもそも医療費も削減をするということについて、私は非常に大きな問題があると思っているんですけども、ここだけで少子化対策になるというふうな考えにはなかなかそうはいかないんじゃないかという面があるんですけど、やっぱり医療費全体を下支えしていくことで人口にもつながっていくと私は考えるんですけど、そこはいかがですかね。

○池田委員長 行政側のほうから、ちょっと聞くわけでもないんですけども、今ご指摘があったように、小児科医が足りないというところもいろいろある中で、今回の意見書の中身、精神科医をもう少し確保せよというところについては、何かお考えがあればちょっとお示しいただけますか。

○白川議員 まず、ちょっとお答えしなければ、こちらのほうが。

○池田委員長 はい。では、簡潔にお願いいたします。

○白川議員 はい。おっしゃることはもう本当によく分かります。現在、医者に関しましてはいろんな科が不足しております。というのは、特に外科医に顕著ですけど、美容形成のほうに行ってしまうと。美容形成のほうは非常に収入が高いもんですから、今、非常に効率がいいので、要するにお金もうけが重視する人がいけば美容形成に行ってしまうので、むしろ現場の外科医が減ってしまうとかという部分があるわけですね。この児童のメンタルケアに従事するというのは、本当にそういったところからすると収入が低いんです。で、同じように小児科に関しましては産婦人科——産婦人科はちょっと違うのかな。小児科においても同じような部分で、要するに収入のことを考えるときついなという医学部生が増えたというところにあると思います。ですから、このまま放っておくと、要するに精神科医をやっていこうという人たちがさらに減っていくわけですから、この部分というのをしっかりやっけていかないと、ますます美容形成なんかに行ってしまうので、実際に、今、けがとかで病気で治療を要している人たちというもののニーズに答えられなくなってしまうんですね。だから、それは一つ一つ、ここの部分が足りないからとにかく重視してください。この部分が足りないから重視してください。一個一個やっけていくしかないと思うんですね。これは当然牛尾委員のおっしゃるようにトータルで考えなければいけないことなんですね。要するに医学部をもっと増やさなきゃいけないとか、学科をもっと構成を変えなきゃいけないとかという部分があるんですけども、ここでそこまでの国政レベルの意見書というのは書けないので、まずは現場でこんなに困っていますよということを訴えるということから始めたいなと思っています。

○池田委員長 はい。

地域保健担当部長。

○高木地域保健担当部長 失礼いたしました。地域保健担当部長。

先ほど牛尾委員からのご指摘の産科・小児科医療についてでございますが、国は産科・小児科医療でありますとか、いわゆる僻地の医療、地域枠といったものにつきまして、その地域医療構想と医師確保に関するワーキングというような会議をやっておりまして、そういった中で施策として僻地医療でありますとか、小児科・産科の医療について研修であるとか、医師の偏在を是正するための施策なんかを国として打ち出して対応に当たってい

るところでございまして、先ほどの白川委員からもお話がありましたとおり、美容医療の増加でありますとか、診療科ごとの医師の偏在というのは国全体としての課題かなというふうに私どもも感じているところでございます、そういった中で、いわゆる人気のないといえますか、希望者が少ない医療分野に対しての施策というのは、めり張りをつけて対応していくべきものかなというふうに考えております。

○池田委員長 ありがとうございます。

牛尾委員。

○牛尾委員 先ほど白川委員も、あと地域保健担当部長も言ったとおり、やはり言い方は悪いですけど、もうかるところには医者が集まるけれども、そうじゃないところにはなかなか医者になっても収入がない、病院としてもやっていけないということで手を引いてしまうということで、本当にアンバランスがある。特にこういうメンタルケアの問題とか、小児科・産科、そうしたところについては本当に病院が足りないというところがあるという点で、やっぱり医療費削減ということ、やっぱり国と東京都も一旦見直していただくということも一つ必要なかなと思うので、もしこの意見書に、一言、「国、東京都に対して医療費削減を見直す」という一文を入れることはできないかと思うんですけど、これはもう、委員全体の意見になるんで、いかがかなと思います。

○池田委員長 はい。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。

○おのでら委員 ちょっと、まず千代田区の現状というのをちょっと把握させていただければと思うんですけども、今、区として児童を専門とするクリニック数はどれくらいあって、患者さんとか相談数というのもどれくらいあるのかというのを把握していらっしゃいますでしょうか。

○千野保健サービス課長 今お尋ねの件です。区内には、現在、児童精神科を標榜する医療機関、こちらが6施設あります。なお、問合せの数だとかそういったところの試算についてはちょっとこちらのほうでは今つかんでおりません。

○おのでら委員 その6施設が逼迫しているとか、そういった情報というのは入っていらっしゃいますか。

○千野保健サービス課長 子細に各施設ごとにどの程度の待ち時間が発生しているですとか、そういったデータというのはございませんが、区民の方から少し待ち時間があるだとか、そういったお話というのは聞いたことはございます。

○おのでら委員 もうちょっと詳しく教えていただければと思うんですけど、待ち時間はどれくらいですか。さっき白川委員はかなり何日も何か月もというお話だったんですが、それはいかがですかね。

○千野保健サービス課長 その際にどの程度待ち時間が発生したというお話だったかというのはちょっと記憶にはないんですが、ただ、一般的な話としましても、やはり何か月も場合によっては待ち時間が発生する。これは我が国全体で発生していると、そういうふうなことは聞いてございます。

○おのでら委員 いじめの問題だけじゃなくて、スクールソーシャルワーカーとかスクールカウンセラーとか、そういったのでご相談も来ると思うんですね。その場合にこういう方たちが6施設に紹介するケースというのはあるんでしょうか。

○上原指導課長 こういったケースがあればスクールソーシャルワーカーのほうでそういう医療機関等、また相談機関等を紹介するというのもございます。

○おのでら委員 その場合は区内の6施設を紹介するのか、それとも区外のもの、あるいは空いているところという情報があればそういったところを紹介するのか、その辺りいかがですか。

○上原指導課長 都内のスクールソーシャルワーカー同士でいろんな情報を持っていますので、区内に限らず都内の各施設を紹介するパターンがあるかと思えます。

○おのでら委員 分かりました。最近、区内で精神科を開業されている方にお話を伺ったんですね。確かに千代田区というのはこういった児童のメンタルヘルスケアの問題というのは顕在化しているというか、増えているというのも聞いております。

ただ、ちょっとその中で気になったのが、大体要因となっているのがお子さんというよりやっぱり親御さんにあるそうなんです。2ケースあって、もともと親御さんと子どもの関係がうまくいかない。あるいは親御さん同士の、両親の関係が悪くて子どもにストレスがかかって、お子さんがちょっとそういう精神的な負担を抱えてしまう。この二つがあるというふうに聞いていて、やっぱりお子さんというよりは親御さんにやっぱり、何というんですかね、主因があるというケースがほとんどだそうなんです。特に千代田区は親御さんの教育水準が高かったりして、お子さんに対する教育へのプレッシャー、もっと勉強しなさいとか、そういったプレッシャーが多くて変わってしまうとか、あとは親御さん自体が共働きとかで日々の仕事のストレスから子どもに当たってしまうとか、そういったケースがあると思うんですね。今回の意見書ですと、児童のメンタルヘルスケアに特化した内容とはなっているんですけど、そもそも親御さんに対するやっぱりメンタルヘルスケアというのもすごく重要だと思うんですね。そういった意味で、親御さんというか、大人に対するメンタルヘルスケアというのは逼迫しているかどうか。そういったところというのは何か情報はありますか。

○千野保健サービス課長 すみません。今、この区内に大人を対象とした精神科が幾つあるかというデータもちょっと、今、手元にはございません。ただ、こちらのほうで日々大人のメンタルヘルスに関するお問い合わせだとかを受けながら、保健師のほうで対応したりと、そういうふうなことを実施してございます。委員おっしゃるとおり、親御さんがメンタルに課題を抱えていて、またそのお子さんもというケースもございますし、またお子さんがそういった発達だとかに課題があり、またそのケアをしながら大人のほうも精神的に疲れたりと、様々なケースがあるかと思っています。そのケースごとケースごとに対応というのは変わってくるかと思うんですが、現状として精神科にかかる場所がないと、そういうふうなお問い合わせというのは、今のところ区のほうには届いてございません。

○おのでら委員 私が話を伺った精神科医の先生は他区でも幾つかクリニックを開かれていて、やはり千代田区というのは特殊というふうにおっしゃっているんですね。やっぱり親御さんがすごく教育熱心で、それによる子どもへの負担というのが物すごい強いというお話だったんで、やはり千代田区からこういう意見書を出す以上は、やっぱりそういったところもしっかり勘案して意見書に反映するべきかと私は思っております。

今回、児童のメンタルヘルスケアというふうには書いてあるんですけど、発端は児童のメンタルヘルスケアなんですけど、メンタルヘルスケアに関わる専門家全体の底上げといい

ますか、より専門性をそこを選択していただくような仕組みですとか、あるいは診療報酬に係るところかもしれないですけど、その改善とか、そういったところを入れるのはいかがかなというふうに私は考えております。

○池田委員長 はい。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。

○小枝委員 全くそのとおりかなと思って、聞いておりました。子どものこの千代田区という地域から上げる場合、親もありますが、子どものメンタルケアの社会資源というのがどのようなものがあるかということの把握がまだまだ足りないなと。私が見ているだけでも、近隣で言うと明治大学のところにここ数年子どもの相談センターみたいなのができて、あれは多分医療じゃなくて文系、文系と言ったら言い方がいいか分からないんですけども。中には発達支援が必要な子どもさんであったりとか、言われるように教育虐待のケースであったりとか、この間千代田区でも勉強会をやっていましたけれども、起立性障害で朝起きられない、不登校になる。いろんなケースがあると思うんですけども、そのときにやっぱり寄り添ってもらえるようなところがまず何か所あって、そこを支援、キープできるといいねということはあると思うんです。

で、今日はこの、せっかく出していただいた意見書のやり取りなので、私の意見として言わせていただくと、牛尾さんが言われた医療費削減の見直しということについては追記してもいいんじゃないかというふうに思うというのが1点と。

それから、先ほどのおのでもら委員のお話からすると、児童というところをもうちょっと表現を、なんですよね、親子、大人も入れるということもあるかなということと。それから医師の問題だけじゃなくて、やっぱりカウンセリング、いろんな体制が必要なので、医療だけではなくて、何ですかね、そういう児童福祉というか、カウンセリング、社会資源をしっかりと確保できるような財源措置ということも必要なかなというふうに思います。そういう意味で、もしこの内容がまとまっていけば、何というか、地域が見えてくるし、国に求めることも見えてくると思うんですけども、いかがでしょうか。というのは委員さんに聞いています。

○白川議員 おのでもら委員のおっしゃった親との問題というのは、おっしゃるとおりだと思います。問題は、これ、あくまで精神科医の話で、要するに精神科医って、基本的には相談して、寄り添って、心の病気を一緒に治していくというタイプではないんですね。つまり、臨床心理士と精神科医というのがちょっと別になっていまして、臨床心理士って、たしか7万数千人ぐらいだったかなと思うんですけども、そのときにやっぱり上下関係みたいな感じがあるらしいんですね。要するに1人の精神科医が臨床心理士に相談を受けながら、こういう指示を出してアドバイスをしていくみたいな体制を取っていくというところがあるそうなんです。問題は、数があまりにも精神科医、特に児童専門というのが少ないもので、上に立てる人というのがいないんですね。つまり、臨床心理士はある程度はいると。いるんだけど、その最終的な責任を持てるような医師免許を持った人があまりにも少ないんで、この体制はまずいんじゃないかということでこの意見書が出てきていますので、もうおっしゃっていることはもう本当にそのとおりなんですけど、まずはそこを何とか修正してくださいということを訴えるというのがこの意見書の趣旨です。

○池田委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 様々意見が出されたと思います。確かに、今、医療分野って、どこでも大変だから、求めようと思えばいろんなところを求めることになってしまうと思うんですよね。今回は白川委員が言ったとおり、精神科医の問題にフォーカスをしてということであるし、それぞれ意見も出されたということで、委員としてできれば委員会として全体でまとめれば一番いいと思うわけで、ここは正副のほうで取りまとめを行うということは可能ですかね、調整して。

○池田委員長 はい。今、正副のほうでということでしたけれども、まだ何人かの方からも意見を聞いていきたいと思いますけれども、その後ですけれども、例えば提案者のほうにも相談をしながら、この原案に加筆、修正というところが認めていただけるのであれば、そのところは調整をしながら新たに調整をしていきたいとは考えてはおりますが、もうしばらくあと意見を聞きたいと思いますので。

ふかみ委員。

○ふかみ委員 私も今年の5月にユニセフのレポートを見まして、日本は先進国36から43か国の中で、身体的健康度は堂々と1位にもかかわらず精神的な幸福度は32位ということで非常にバランスが悪いので、しっかりここをやっていくべきだと思っていましたし、意見書を出すことには賛成です。

意見書の中身を読まさせていただきました。そのヘッダーのところ、項目のところ「メンタルケア医療」と書かれているんですが、中身に入っていきますと「メンタルヘルス医療」と書かれています。この言葉には定義がありまして、ヘルスのほうは医療的支援、そしてメンタルケアのほうは医療的なアプローチというふうになっています。こういった面からも、ただし書かれている内容は医療ということで、今、皆様のご趣旨、お話を聞いて、ここの意見書自体が医療だけではなく診療心理士も含めた体制を構築するために医師が大切なんだというご趣旨理解しましたので、そういった内容にきちっと書き整えることが非常に重要なことだと思っております。私の意見といたしましても、メンタルに関する不調というのは進行性の病気ではなく再発と寛解を繰り返すような性質を持っているものだと理解しています。ですので、治すという、完治という言葉が使われていましたけれども、治すということよりも支えるという方向性で考えていくべきではないかなと思えました。いかがでしょうか。

○池田委員長 はい。ありがとうございます。

ご指摘のとおりで、確かに意見書の最初のタイトルには「メンタルケア」というところですが、中身に入ってくると「メンタルヘルス」というところでの、そのところの一旦言葉だけでもニュアンスは違ってくると思いますので、そのところも踏まえて進めていきたいと思っております。治すというのと支えるというのも、またそのところはしっかりと受け止めていただけるという意見書になるといいんですけども。

ほかはございますか。

○えごし副委員長 今回、意見書でもあったように、皆様の様々な意見も頂いたように、やっぱり子どもへのメンタルヘルスの問題というのは、やっぱり専門家の不足もそうですし、先ほど言われていた、やっぱり初診までに時間がかかるという、初診待ちの長期化というところもやっぱり全国的に課題になっているという中で、国会とかでも令和6年の2月の予算委員会で公明党の鰐淵洋子衆議院議員がこの問題を取り上げて、専門家の不足と

か、また診療報酬の問題、また地域の医療提供体制を構築していくということを国としても課題解決に取り組んでいくというのも答弁でもありました。そこで、先ほど区の現状とも確認で言っていただきましたけれども、やっぱりこの課題、国としても少し取り組んでいくというのはあるけれども、まだまだ課題はあると思いますし、先ほど千代田区特有の課題というのもあると思いますし、もちろんすぐに解決できる問題ではありませんので、国や都にしっかりとまた取組をしていただきたいというのは、区としても意見を伝えていくというのは非常に大事だと思っておりますので、私としてはこの意見をしっかりと伝えていければと思いますので、よろしくをお願いします。

○池田委員長 はい。ありがとうございます。

様々な意見を、今、上げていただきました。原案の中に、今の皆さんの意見の中からは、少し追記としては、医療費削減を見直すという項目なのか、ちょっと加筆をするのかというところはあると思いますけれども、今回は児童のというところでフォーカスはしていませんけれども、親子だったりとか、大人へのメンタルケアというのも大事だということも踏まえた、この2点を少し加えるということについては、提案者のほうのお考えはいかがでしょうか。

○白川議員 親のことも加えるということは問題ありません。それで、医療の削減に関しては、削減が今後あるということなので、そこに懸念を持つという文言であれば問題ないかなというふうに思います。

○池田委員長 はい。ありがとうございます。

そうしますと、ただいまのところ児童のメンタルケア医療に従事する医師の確保を求める意見書（案）についての議論を終了いたします。文言の修正につきましては、先ほどご議論いただいた趣旨を踏まえて正副委員長にご一任いただくということでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

牛尾委員。

○牛尾委員 ご一任という点では問題ないと思うんですけど、ご一任していただいた後の、またこうなりましたという相談については、ぜひ各委員のほうに。

○池田委員長 もちろん、この委員の方には目を通していただいて確認をしていただきたいと思います。

○牛尾委員 そこで、何というかな、もし意見等があればまたそれも検討していただきたいと思います。もうこれでいきますよという確定ではなくて。

○池田委員長 さらに、さらに意見を聞く。

○牛尾委員 先ほど言ったとおり、医療費削減の問題では懸念という言葉がどうなのかということについては、ちょっと検討したいと私自身も思っていますので。

○西岡委員 じゃあ、反対でいいんじゃないですか。

○池田委員長 うん。まあ、今、諮っているのは、意見を聞いた上で提案者のご理解も頂いて修正をする。そこで委員の方が合意していただければ……

そこでのまた意見を出されると、そこには、では一致しないという認識に私はしますが。

○牛尾委員 なるほど。

○白川議員 じゃあ、反対ですね。

○牛尾委員 まあ、できればね、全会一致でいきたいんだけど。ちょっと、分かりました。

○池田委員長 こうして委員会で皆さんの意見を求めながら進めていきますので、一度預からせていただいて、また委員の方にはお示しさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

○牛尾委員 分かりました。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。ありがとうございます。

では、暫時休憩いたします。

午前 11 時 02 分休憩

午前 11 時 10 分再開

○池田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、先ほどの2点につきまして、提案者の了承も得ましたので、正副で修正をした上で、委員会の提出議案として本会議に上程したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。ありがとうございます。

以上で、日程1、児童のメンタルケア医療に従事する医師の確保を求める意見書（案）の議論を終了いたします。

次に、日程の2、報告事項に入ります。

まずは、子ども部（1）給付型奨学金事業について、理事者からの説明を求めます。

○加藤教育政策担当課長 それでは、教育委員会資料1に基づきましてご説明のほうをさせていただきますと思います。

この事業につきましては今年度の新規の事業となっております。こちらのほうですが、他区のほうも視察等々いろいろしました上で、今回、構築のほうをこのような形にさせていただきたいと思っております。

まず1番の事業目的でございます。こちらについては、千代田区で育ち高い志を持つ子どもが経済的な背景に関係なく学業に専念できる環境を整え、もって優秀な人材の育成を目的とするとさせていただきます。

今回のこの給付型奨学金ですが、所得制限を設けない予定でございます。ですので、人材の育成といったところを主眼として充てております。また、該当する分野計画につきましては、子育て・教育ビジョンの「予測困難な未来を切り拓くことのできる人材の育成」に該当するというふうに考えております。

続きまして、対象でございます。千代田区内に在住する大学や専修学校等、ここは文部科学省の公表する対象機関リストに掲載があるものということで、以下の文章は確認大学等とさせていただきます。そちらの進学予定者ということで、基本的には国内の大学に限らせていただいております。学業成績が優秀で、高い学習意欲があるもの。また、米印で申請にあたって所得制限は設けませんということでございます。

3番の資格ですが、①から⑦番までの応募資格を設けております。申請者が千代田区に3年以上居住している方。また確認大学等に入学予定であるもの。③番ですが、ちょっと文言は長いんですが、要点としますと2浪まで申請が可能というところ。それから、④番の成績ですが、5段階評価で4.0以上であること。ただし要件を満たす生徒については3.5もしくは3.8というふうに考えております。具体的には、これ、都立高校の

ほうなんです、東京都の教育庁が指定している進学指導重点校というのが7校あります。区内では日比谷、区外になりますと、西や国立、八王子東などの7校になるんですが、そういうところについては3.5にしようと思っております。それから3.8ですが、こちらでも都の教育庁が指定する進学指導推進校、また特別推進校というのもあるんですが、それが22校ございます。そちらについては3.8とさせていただきたいと思っております。これは一体どういう分けかというところなんです、都の教育庁のほうで、この進学指導重点校について選定基準を設けておまして、そちらの一つの基準を準用させていただきまして、難関国立大学の現役合格者数が15人以上の場合は3.5、8人以上は3.8という形にさせていただきたいと思っております。こちらについて難関国立大学の指定としましては、東京大学、一橋大学、東京科学大学、京都大学、また国公立大学の医学部医学科を想定しております。こちらについては都立だけではなくて私立の学校も同様の基準で、この3.5、3.8といったところをやらせていただきたいと思いますと思っております。

また、九段中等教育学校については、区のほうで力を入れて指導、支援のほうをしているというところに鑑みまして、3.5というふうにさせていただきたいと思っております。

それから、学校長の推薦を得られるもの。また、20歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していないこと。また、日本国籍もしくは特別永住権の資格を有していることというこの全ての資格を有している方が対象となります。

4番ですが、募集の人数、また給付の内容でございますが、（1）募集の人数ですが、予算要求時は10名で想定をしておりましたが、ちょっと枠を少しだけ広げて15名とさせていただきたいと思っております。

給付の内容でございますが、まず授業料につきましては前期40万、後期40万ということで80万円。で、入学時の入学料については20万円まで、こちらについては上限の金額とさせていただきたいと思っております。ちょっと国公立の大学について、入学料についてはちょっと20万を超えるような金額に最近はなっているという状況でございますが、ちょっと区としては20万円までと。私立のほうは大体20万円が平均多いので、このぐらいが妥当かなというふうに考えております。それから、授業料ですが、国公立であれば大体年間60万円程度が平均の金額と。ただ、私立につきましては、もう、これはもう様々ですので、ちょっと上限としては予算等いろいろ考えまして80万円までという形にさせていただいております。

対象経費ですが、先ほど申し上げたとおり、授業料等々につきましては実費相当額もしくは上限の80万円までの少ないほうを給付すると。入学料については実費相当額もしくは20万円のほうを上限として給付するものとなっております。

次のページをご覧ください。（4）給付の期間でございますが、正規の修学年限、2年大、4年大、6年大といろいろありますが、その最短の修業期間において、予算の範囲で給付のほうをさせていただこうと思っております。ただし、米印で記載をしておりますが、留年・退学した場合については、その留年・退学月までの給付として、過支給をしている場合については、月割りでご返還のほうをしていただこうと思っております。

申請の受付期間ですが、7月20日から8月の20日の1か月間を想定しております。

5番の選考方法でございます。（1）奨学金候補者選考委員会の設置のほうを要綱に基づきまして設置をしまして、（2）番の委員構成でございますが、こちらに記載をした委

員で選考のほうをさせていただきたいと思っております。また、審査の方法でございますが、詳細は非公表でございますが、成績表、また推薦状、学習計画のレポートなどによる書類審査、また筆記試験も設ける予定でございます。その後、個別の面接を行いまして、上位20名程度を奨学金の候補者名簿に記載をさせていただきたいと思っております。

審査の期間は9月から11月の間に行おうと思っております。8月には要件審査。9月には筆記試験。英語、または数学もしくは英語、国語の、理数系なのか文系なのかといったところの選択をしていただきながら筆記試験のほうを受けていただきまして、その後、レポート審査、個別面接を10月。11月には名簿の作成というふうにしていきたいと思っております。その後、受験に備えてじっくり勉強させていただきたいと思っております。

6番の奨学金の候補者の決定でございます。こちらにつきましては、先ほど20名程度を名簿に記載すると言いましたが、15名今回この奨学金の対象とするといったところで、万々が一、第一志望の大学を落ちまして、そちらしか受けないという方がもし候補者に現れましたら、その下の階の次点の方を繰り上げて行きたいと、奨学金のほうを給付したいと思っておりますので、こういう形でやらさせていただきたいと思っております。

7番の奨学生の決定でございます。進学先等が決まりまして候補者から申請があった場合、合格証や授業料等が分かるものをご提出いただきまして、審査の上、給付の決定のほうを行わせていただきます。なお、複数合格しても一度のみとさせていただきたいと思っております。また、給付前には第一志望先や浪人する可能性など、十分なヒアリングをさせていただきたいと思っております。

続きまして、8番の奨学生の要件でございます。（1）奨学金生もしくはその生計維持者が引き続き千代田区に住所を有することというふうにしてございます。ですので、区外の大学に行かれたとしても、保護者の方が区内にいらっしゃればその対象とさせていただきます。

それと、今年から国のほうで新たな制度ということで、高等教育の修学支援新制度における多子世帯の区分における授業料の免除を受けている場合には、この給付型奨学金はお出ししませんと。大学にかかる費用が全額無料というふうになるというふうに聞いてございますので、その方々は区のほうから給付のほうはしませんよということでございます。それから、大学に引き続き在籍していること。また（4）で大学において正規の修業年限で卒業もしくは修了できる成績を有することというふうに考えております。こちらについてはその下に少し3行記載してございますが、奨学生が次の要件に当てはまる場合は以下の対応を行うということで、修得単位数の合計数が7割以下の場合には警告と。また卒業ができないこと、また卒業延期が確定した場合には、この給付について廃止という形の対応をさせていただこうと思っておりますが、枠内に少し記載のほうをさせていただきますが、米印の1の警告。給付は行いますが、注意喚起の上、状況報告の提出を求めています。また、廃止の場合ですが、なお書き以降でございますが、傷病、その他やむを得ない事情によって、こちらについては例えば海外に留学するなどを指しておりますが、休学し、正規の就業年数では卒業できなくなった場合は除きますと。また不正の手段によって給付を受けている場合は即時廃止のほうをさせていただこうと思っております。

それから、この給付型奨学金をやっている区は大体設けているんですが、（5）で、区の求めに応じて区政に協力することに努めることということで、何らかの委員の就任であ

ったり、区政モニターへの協力といったところを求めていきたいと思っております。

雑駁でございますが、私からの説明は以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○おのでら委員 幾つか確認させてください。これ、メイン——メインというか主な応募者というのは、高校3年生を想定されているということですのでよろしいですね。

○加藤教育政策担当課長 おっしゃるとおりでございます。

○おのでら委員 応募資格のところ成績評価のところがあるんですけども、その場合は1年生と2年生の成績を基に評点を出して判断するということですかね。

○加藤教育政策担当課長 おっしゃるとおりでございます。

○おのでら委員 今回所得制限なしということで大変よいかと思うんですけども、これ、今さっきのご説明ですと、3.8とか3.5を使えるというのは都立であったり九段中等であったりという話があったんですが、私立に通われてるお子さんも対象になっていて、私立の場合は5段階評価ということは必ずしもないと思うんですね、10段階評価があつたりとか様々だと思うんですが、その辺りの評点の見方、それでまた4点というのは、そこでもし5段階評価に変えて4点が求められるならば相当高いハードルだと思うんですが、いかがでしょうか。

○加藤教育政策担当課長 実は4点を設けている足立区のほうにもちょっと確認をしてまいりました。やはり、例えば都立で日比谷に通っているお子さんが4を取るというのはかなり難しいというお声をやっぱり足立区のほうも頂戴してまして、それで筆記試験をやっているといったところも確認しているところでございます。今、おのでら委員からのご指摘のあった、必ずしも5段階じゃないといった場合についても、ちょっとそちらで少しいろんなやっぱり学校があるよというお話も頂いていましたので、どういうふうに、この5段階の中の見方というのはどういうふうにするのか、そちらのノウハウもちょっと頂きながら、できる限り初めに受けてもらうといったところについて、申し込んで駄目というのは極力減らして、できる限り受け入れる方向ですが、その代わりやっぱり審査は審査をした結果15名といったところについては、ちょっとこれはもうどうしようもないのかなというふうに予算的にもこのぐらいかなといったところなので、最終的にはそういう形の審査をさせていただこうかなと思っています。

○おのでら委員 じゃあ、この成績の評価の評点ところについては柔軟に対応いただけるということですね。筆記試験も課されるということで、多分こちらがメインになるんじゃないかなというような印象を受けております。

あと、確認なんですけれども、今回は高校3年生が主体となると。浪人生も大丈夫だということなんですけども、途中から、つまり大学の2年生とか大学の3年生とか、そういったことは対象にならなかった。というのも、高校の時点では成績がよくても、大学になって成績が落ちるとか、ちょっと遊んでしまうとか、そういったことって結構あると思うんですね。逆に大学に入ってから物すごく専門性の高いことを始めると思うので、そこがすごく自分にマッチして物すごく成績が出るという方もいらっしゃると思うんですね。そういった子たちにも何かそういう奨学金を出してあげるとか、そういったことって今後考えられるんでしょうか。

○加藤教育政策担当課長 そうですね、今後、今現在としてはこのようなやり方でやらせ

ていただきたいと思っておりますが、いろんなことでよく言わせていただいておりますが、子ども部は0から18歳が基本的に対象でやっておりますので、今回2浪まで、ほかの奨学金が大体2浪まで認めているといったところもありまして、今回ちょっと少し伸びてやっておりますが、大学に入っているお子さんまで手を出すといったところについては、ちょっと今のところ、今回はここまでという形の部内での議論というところでございます。今後どういうふうにやっていくのか、また様々なお声を頂戴しながら改善できるという形であれば、我々のほうも検討のほうをさせていただきたいと思えます。

○おのでら委員 一つの案としてなんですけれども、今回の対象となっている方が学業成績が優秀な方ということなので、高校時点で学業成績が優秀な方が対象になると思うんですね。4年制の大学でしたら4年間で出て、6年生だったら6年で出ると思うんですけども、この奨学金が廃止とか停止というんですかね、となる要件として、単位数が7割以下、卒業延期だけか、ちょっと例えば7割以下、7割以下じゃないな。単位取得がスムーズにいかないとか、成績の内容は問わないということだと思えますよね、大学の。つまり上がればいいぐらいの成績でもいいということは、ちょっとあんまりどうなのかなと思うんですね。もしそこで例えば一定の成績の基準を設けて、それもまた評点みたいな形で、何点何以上の成績がない場合にはもう打ち切りますというふうにしてしまって、その打ち切った分で浮いた予算というのを新しく募集をかけて大学生を対象にやるというのも一つの案かなと思うので、ちょっとそこはいかがかなというのとは。

○加藤教育政策担当課長 今回、視察で行ったのは港区と足立区、その2区をちょっといろいろ事情聴取させていただいて、今回の案を構築、こういう形でちょっと今回案をつくらせていただいたところではあるんですが、やはり大学在学中のハードルが高過ぎるとなかなかどうも厳しいと。その後の事務的な取扱いみたいなのがかなり厳しいというのが一つと、あと大学によってやっぱり成績のつけ方が千差万別といったところもお聞きしております。ですので、それを一つの基準に導くというのが相当厳しいぞというお話を聞いていますので、こういう形で今回はやらさせていただいたところでございます。ちょっと今おっしゃっていただいた打ち切るみたいな話も当然出てくるかなというふうに思いますが、それも含めて、ちょっと検討のほうをさせていただければと思えます。

○池田委員長 ぶかみ委員。

○ぶかみ委員 関連です。この資料を読ませていただきますと、冒頭で該当する分野別計画子育て・教育ビジョンで「予測困難な未来を切り拓くことができる人材の育成」と書いてあります。選考をされて、メインが筆記テストになってくるといったことなんですけれども、こういった秩序や安定を生み出していくような管理が得意な人材ではなく、予測困難な未来を切り拓くことができる人材の育成といったところで、こういった審査をしていられるのか、そういったことを検討されているかについてお聞きしたいと思いました。

○加藤教育政策担当課長 実際どこまでのお子さんが申し込んでくるかといったところにやっぱりかかっている部分はあろうかとは思いますが、ただ、やはり千代田区内に住んでいるお子さんについては、やっぱり学力がかなり高いだろうというふうにも思っておりますので、そういったところで、本当は勉強ができるというだけではなくて、総合的な観点でお子さんを見させていただいて、最終的にはこの奨学金を給付させていただきたいというふう考えております。

○池田委員長 よろしいですか。

牛尾委員。

○牛尾委員 ついに給付制奨学金が実現していくということですが、まず、今回所得制限を設けないと。港区も足立区も所得制限を設けているというふうに思うんですね。今度、品川が設けないのをつくるのかな。今回、所得制限を設けなかった一番の理由は何ですか。

○加藤教育政策担当課長 いろいろ設けることも検討しましたし、ただ、なかなかちょっとほかの奨学金制度を見回すと、やっぱり経済的に困難なお子さん、お子さんというか、その世帯に対してこの給付型奨学金をやっている自治体が大体多い部分ではございます。ただ、区内の経済事情を様々勘案しますと、そこはもう区としてはあまり考えなくてもいいのかなというふうに思いまして、じゃあ所得制限は今回は見送ろうというふうに考えた結果でございます。

○牛尾委員 分かりました。所得制限を設けると、ぎりぎりのところについてどうなのかという議論がやっぱり出てくるとは思うんで、これはこれでいいとは思いますが、仮にもう審査段階で、もう同じような成績優秀、ただ一方では所得がたくさんある方、一方では本当に生活が大変な世帯となった場合の、そこは検討の余地はあるんですか。

○加藤教育政策担当課長 今、牛尾委員のほうからのご指摘、多分世帯の所得であったり、例えば独り親の方であったりといったところはあるかとは我々も思っております。そちらについては、やっぱり先ほど総合的な審査と言わせていただきましたが、その中で十分その点については検討のほうをさせていただこうと思っております。ちょっとどういう形にするかはまだ、ある程度は今、例えばその審査をするときの加点にするかという部分で検討のほうをしているところでございます。

○牛尾委員 奨学生の要件8番のところ、例えば今いろいろな民間の奨学金もあるじゃないですか。そういった奨学金を受けてる方というのはどういう扱いになるんですか。

○加藤教育政策担当課長 失礼しました。そこは重要なところでございまして、すっかりご説明を忘れておりました。重複オーケーです。ですので、先ほど言った8番の（2）、ここが今年度から国のほうが新たに設けた多子世帯の区分における授業料の免除。免除ですので、もう0円。で、通っている方についてのみ、ここの重複はしませんよということでございます。

○牛尾委員 分かりました。

○池田委員長 はい。

ほかはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、（1）給付型奨学金事業についての質疑を終了いたします。

次に、（2）子どもの遊び場夏季対策について、理事者からの説明を求めます。

○山崎子育て推進課長 子どもの遊び場夏季対策について、教育委員会資料2に基づきご説明をいたします。

まず、目的としましては、近年夏場におきましては原則として運動を中止とする必要があるとされる暑さ指数3.1以上となる日数が非常に増えてございます。そのような中でも

子どもたちが体を動かして遊べる機会を設けるため、夏休み期間中に区立小学校等の体育館を利用し、子どもたちが冷房の効いた環境で体を動かすことができる場を提供するものでございます。

実施場所としましては、九段小学校、お茶の水小学校、そして今年度より遊び場事業として使用している旧九段中学校のそれぞれの体育館でございます。

実施時間及び日程としましては、九段小学校、お茶の水小学校においては平日月曜から金曜の9時から10時半、で、夏休み期間中の7月22日から8月29日までであります。米印にある日にち以外の実施でございます。旧九段中学校につきましては、これまでと同様土日も含めて毎日、この米印の日にちを除いて9時から17時まで開放してございます。ただし、土日祝日におきましては午前中の体育館使用は中高生を対象としております。昨年は小学校4校で行ってまいりました。実施日数としては4か所で34日間でございます。今回、実施日数で言えば、非常に拡充しているというところでございます。

対象としましては、九段小学校及びお茶の水小学校は区内在住の小学生としております。旧九段中学校につきましては、4月からと同様、小学生のほか、保護者同伴の下、幼児も対象としていますし、先ほども申し上げましたが、中高生の時間帯も設けているというところでございます。

最後の項番4、その他としましては、旧九段中学校を除く屋外の子どもの遊び場事業については、熱中症予防の観点、それと昨年度の中止率が、8割、9割と、非常に中止していたというところを踏まえて、7月から9月までの各期間においては、もう事前に中止をするというところでございます。

説明としては以上です。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○白川委員 昨年これ、やったと思うんですが、反響はいかがでしたでしょうか。

○山崎子育て推進課長 具体的な意見というところまでは聞いてはいないんですけど、ただ、非常に各学校で日にちが頻度が非常に少なかったところとかもあって、それぞれの参加者数といいますか、利用者数としては少し少ない日が多々あったかなというところがございます。そのため今回は2校に絞ったというところもあるんですけども、もう平日の月曜から金曜まで毎日やるというところで、しっかりと皆さんに認識がしてもらえればなというところで考えております。

○池田委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 これ、遊び場事業自身が、炎天下の中で、もう8割、9割近く中止になったというところでの代替措置ということだと思っておりますけれども、これ、体育館を開放するというのは非常にいいことだと思っておりますが、もう一つ、体育館の中の例えばバドミントンだったりとかボールだったりとか、そうした貸出しというのは行うのか行わないのか、いかがですか。

○山崎子育て推進課長 そこは、昨年と同様、学校の備品等は貸出しはしないというところでございます。

○牛尾委員 例えば、じゃあボールの持込みとかはどうなんですか、オーケーなんですか。

○山崎子育て推進課長 基本、持ち込んで遊んでいただくというところでございます。

○牛尾委員 そうなった場合、遊び場事業、屋外の場合はプレーリーダーがいて、一応ち

ちゃんと見守ってもらえるし遊び相手にもなると。今回、プレーリーダーの配置というのは検討はされないんですか。

○山崎子育て推進課長 プレーリーダーではなく、シルバー人材の方をお願いして見守りを行う。これは旧九段中学校の遊び場事業でも同じようにやっておるところでございます。

○池田委員長 はい。

ほかはよろしいですか。

○西岡委員 これは去年もやっていただいてそれなりには効果が出たのかなと思いつつも、ちょっとお知らせがもう少し前にできたらよかったのかなというところもあったんですね。これ、3校に、三つの場所に絞っていらっしゃるんですけども、ほかの学校という部分での検討がなされたのかということと、あとはこの時間以外、午後というのは、例えばその学校に併設しているアフタースクールが使う予定になっているとか、どういう理由からなのか教えていただけますか。

○山崎子育て推進課長 実施をする場所につきましては、実は番町小学校ですとか昌平、千代田、あと和泉小学校、こちらは皆、夏休み期間中改修工事に入っておりまして、もう選択の余地的にはそれほどなかったかなと。少なくとも神田地域と麴町地域では設置したいなというところがあったというところですね。

あと、時間帯につきましては、やはり暑さ対策というところと言うと、朝の午前中の早い時間のほうがいいなというところもあったんですが、それもありますし、あとはおっしゃるとおり、学童等で使うということもありますので、それでこの時間を使わせていただきたいというところで、実際はこの時間ももともと学童で使うみたいなのところもあったんですけど、お願いして、ちょっと時間を取らせていただいたというところですよ。

○池田委員長 いいですか。

今、報告があったところは改修工事だということだけど、上げられなかった学校については、学童とかアフタースクールが使用しているというところでもいいんでしょうかね。

○山崎子育て推進課長 それ以外の例えば麴町小学校ですとか富士見、あるかと思うんですけど、それぞれ九段小学校があったり、あとは旧九段中学校があったりというところなので、非常に近いところになってしまうので、どちらかでもいいかなというふうな考えでございます。

○池田委員長 はい。

ほかはよろしいですか。

○小枝委員 すみません。ちょっと昨年の状況が私は把握できてあまりいないので当たらないかもしれないんですけども、冷房の効いている体育館を貸し出すというのはすごくいいと思うし、これだけ期間がはっきりしていれば子どもたちは行くだらうというふうに思いますが、九段小学校と神田でお茶の水小学校1か所だけというふうになると、どういうふう、何というか、ちょっと足りない——足りないというか、どうなんだろうなというのがちょっと、シルバー人材センターでついている人には状況がよく見えると思うんですけど、始めてみたらちょっと狭くてかわいそうだなとかいうことがあったときに、遊びの種類にもよると思うんですけど、冷房の効いたほかの教室とか、何かほかのところも開けてあげるとか、校庭が空いていけば、ここは校庭は冷房が効いていないけど、要するに一緒に集まって遊びたいということがあると思うんですね、多分ね。そういう場所が少ないだ

ろうから、これで一つは足りないんじゃないかというのが1点。それから、小学校に入っていない子どもたちも来ちゃったとか来たいよねといったときに、その子たちは帰れと言えるのかなというのが、ちょっとその辺がきょうだいで来ちゃったときにどうするのかなというのが分からない。で、シルバー人材の方が受付だとすると、多分対応に困るときもあるんじゃないかと。そういうときの柔軟な問合せ体制とか、今日はそんなにいないからいいよとか、それはどんなふうなマネジメント、現場を考えているのかなということをお聞かせください。

○山崎子育て推進課長 まず、今回この2か所というふうにしたのは、先ほど改修工事のお話がありましたが、昨年度、ほぼほぼ1人とか2人とかの利用というのが非常に多くて、10人まで行ったことがあまりなかったというところがございます。そういったところも踏まえて、十分この3か所で足りるんじゃないかなというふうには思っているところです。また、当然今回の利用状況を見て、また次回というのは検討しなきゃいけないとは思いますが、今のところこれで足りるんじゃないかというところで考えております。

また、先ほどの管理体制といえますかね、いうところ言うと、今現在旧九段中学校においても、小学生以下のお子さんもお対象なんですけど、当然、保護者の方も一緒に来ていただけるというところですので、そこら辺は、基本小学校なので対象は小学生という形にしていますが、保護者の方がいれば、その部分についてはちょっと検討の余地はあるかなというふうには考えてはおります。

○小枝委員 やっぱり、昨年状況が私も把握できていなかったんで、ああ、そうなんですなということなんですけど、分かりました。ただ、そうすると本格実施が今年初めてみたいな感じがするので、それはある程度1週間刻みで判断をしていくことも出てくると思うし、あと、けがとか事故とか、そういうときの対応はどういうふうになるのかなというところを教えてください。

○山崎子育て推進課長 応急処置といえますか救急箱程度は現場のほうに用意をさせていただいて、簡単な絆創膏だったり何なりとか、それぐらいの手当でしたら今でも旧九段中学校のほうでも対応して、シルバー人材さんのほうでお願いしてやっているところですけど、当然大きなけがとかになったら、その場ではなくすぐに連絡するような体制というものは決めているところです。救急車等もし呼ばなきゃいけないような事態になればすぐに連絡をしてもらおうというところです。ただ、基本的には自己責任という形でやっていただくというのは原則としてはございます。

○小枝委員 すみません。あと、簡単なことを2点聞きます。

持込みいいよとおっしゃったんですけど、例えばじゃあバドミントンとか持って行って構わない、オーケー。例えばの話ね。

それと、2点目が、直接これに関わらないかもしれないけれども、千代田区の体育館というのは全てもう冷房完備というふうになっているものであるのかどうかというところ、確認のため教えてください。

○山崎子育て推進課長 持込みオーケーというところに、遊び道具に関しましては、当然バドミントンとかは大丈夫なんですけど、硬いボール、重たいボールみたいなものは基本お断りしているようなところはあるんですけど、旧九段中学でも柔らかいボールを使いましょうとか、野球の硬式のボールとかじゃなくゴムボールみたいなものとかというふうには

やっております。また、体育館につきましては、区立の体育館のほうは冷暖房完備というところでございます。

○池田委員長 はい。よろしいですか。

えごし副委員長。

○えごし副委員長 すみません。私は1点だけ。

旧九段中学校、土日祝日9時から13時は中高生対象ということで、基本的に小学生はじゃあこの時間は多分外で遊ぶということになると思うんですけど、やっぱりその中でもやっぱり暑くてちょっと危ないとなったときとか、あまり中高生も体育館で遊んでいないとかというときは、ぜひ柔軟に体育館で遊んでいいよという形で、何かもうそこでもう遊べないから帰れとかとなるのではなくて、そういう体育館も使えるように柔軟にはしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○山崎子育て推進課長 今回の旧九段中学校の遊び場としての利用状況を見ても、そこら辺ちょっと柔軟にやっているというところがございますので、当然、空き状況とか考えて対応していくというところがございます。

○えごし副委員長 ありがとうございます。

○池田委員長 はい。よろしいですか。

ちょっと私から1点聞きたいんですけども、対象が区内在住の小学生ということで、これ、夏休み中ということで例えば地方からいとこだったり同級生とか、年齢が近いところの子がそこに泊まりに来ていて、夏、暑いから学校に行って遊んできなさいという場合に、区内在住でもない対象ではないんですけども、一緒に行ったときには柔軟な対応はしていただけるのでしょうか。

○山崎子育て推進課長 アナウンスは特にいたしません、逆にどこの小学校ですかとかと聞くわけでもない、あとは区内在住の子どもたちと一緒に来ればそのまま、この子はよくてこの子はいいです、みたいなことはすることはないというところがございます。

○池田委員長 はい。ちょっとそこは今回は夏の遊び場ということだったんですけども、今、児童館なんかでは、やはり区内在住の子でないと利用ができないと。やはり同じような条件で一緒に遊びに行ったときに対象にならないからといって帰されたというのかな、一緒に遊べなかったということがあったんですけども、児童館対応としてはその辺りの対応、柔軟な対応、これは少しもしそういうのが該当することがあるのであれば、ちょっと改善していただきたいと思うんですけども、その辺りちょっと別の担当になって申し訳ないんですけども、お聞かせいただけますか。

○宮原児童・家庭支援センター所長 児童館のご利用につきましては、委員長ご指摘のとおり、まず区内在住の方ということでございます。区内在住の児童の方ということ。また、未就学児の方については親御さんと一緒にご来館いただくというような形が原則でございます。実際にたくさんの方がいらっしゃってお断りをしたという事例もございます。

一方で、発言はちょっと難しい部分がありますが、その場での現場対応でということをしていただく。ある程度のお約束を守りつつということはあるまして、状況と場合とあとは児童館の空き具合等をいろいろ総合的に鑑みて、各個別に対応させていただくというのが現実かなというふうに思っておるところでございます。

○池田委員長 はい。よろしく願いをいたします。

ほかにございませぬね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 それでは、（２）の子どもの遊び場夏季対策についての質疑を終了いたします。

続けていいですかね。

次に、（３）区立中学校、中等教育学校前期課程における３５人学級の実施について、理事者からの説明を求めます。

○清水学務課長 それでは、区立中学校、中等教育学校前期課程における３５人学級の実施につきまして、教育委員会資料３に基づきましてご報告させていただきます。

項番１、概要でございます。これまで公立小学校の学級編制につきましては、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導をするため、１学級４０人だったところを、令和３年度から段階的に３５人に引き下げてきたところでございます。これにより、今年度は小学校全ての学年において３５人学級を実施しております。このたび、東京都から公立中学校、中等教育学校前期課程の３５人学級実施について通知がございました。内容といたしましては、令和８年度から段階的に３５人学級を実施するとのことでございます。そのため、令和８年度以降の区立中学校及び九段中等教育学校の学級編制につきましては、項番２の表のとりの実施を考えております。

項番２、実施内容でございますが、表に記載のとおり、令和８年度は中学１年生、令和９年度が中学２年生、令和１０年度が中学３年生というように、小学校での実施と同様に学年進行により段階的に１学級４０人から３５人学級に変更するものでございます。

今後につきましては、令和８年４月１日からの実施に向けて、東京都は令和７年度末に学級編制基準を改正する予定とのことございまして、区でも、令和８年度学級編制に向けて準備を進めてまいります。

ご報告は以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○おのぞら委員 影響が大きいのは九段中等じゃないかなと思われるんですけども、今、区内から８０人、区外から８０人で募集していますけど、この定員というのには影響があるんでしょうか。

○清水学務課長 現在４０人の４学級で１６０人としているところでございます。委員おっしゃるとおり、その半分が区民と都民枠という形で実施しているところでございます。来年度３５人になりますと、３５人の４学級ですと１４０人というところになりますので、定員が変更になる可能性がございしますが、そのところは、今、検討中でございます。

○池田委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 これは、まあ、私は少人数学級を進めるべきだとは思っていますんで、こういう方向になるのかなと思いますけれど、ほかの区立中の場合は定員減らした場合に、要するにクラスを増やすという対応ができるんですけども、ここの場合は、定員を減らすと２０名減るわけですね、単純に言えばね。しかも受験——受験というか試験を受けなければいけないとなると、かなり大きな影響が出るのかなとは思っていますけれども、そこについてはどのように考えているのか。あとは都内のほかの中高一貫はどういうふうになっているのか、ちょっと状況を教えていただけますか。

○清水学務課長 まず、都内のほかの都立の中等教育学校5校ございますが、東京都に確認したところ、やはり35人学級の4学級で学級数は変わらずに定員を減らすというところでございます。

千代田区の場合は、都民枠と区民枠とございまして、このところは、九段高校を譲り受けたとき1対1でという以上の条件として約半数をとるところがございまして、現在そういった状況になっているわけでございますが、そうですね、募集の定員が区民枠も都民枠もそれぞれ10人減る可能性があるというところで、学級数は変わらず、その中での教育面につきましては、より一人一人に対する細かな指導が可能になるかなというところでございます。

○牛尾委員 やっぱり保護者や九段中等に行きたいという子どもたちからすると、やっぱり10の枠が減るといのはかなり影響が大きいと思うんで、そこは十分に説明というかな、理解いただけるような対応というのが必要だと思うんですよね。そこについてはいかがですか。

○清水学務課長 そうですね、先ほどご指摘いただいたとおり、麴町中学校、神田一橋中学校は何人入学されるか分からないような状況もございまして、学校施設も普通学級を多めに取れるような施設となっているところでございます。中等教育学校はもともと設置した時点で4学級の想定で造られた施設でございますので、定員を変えないとなると学級数を増やさなければいけないというところで、そこが非常に困難というところもございまして、今そのところも含めて検討しているところでございますが、9月、そうですね、10月までには募集要項を発表しなければいけませんので、それまでには検討をして定員をどうするかというところを決定する必要があると思いますので、決まり次第、そこについてはまたご報告さしあげる形になると思います。

○池田委員長 小枝委員。

○小枝委員 記憶違いでなければなんですけれども、九段中等教育学校の場合は1学級に2人担任制というのを取っているというのが特徴だったというふうに記憶しているんですけれども、都立のほうの中等教育学校は詳しくは分かりませんが、つまり教師、通常の1名を2名にしている体制であればきめ細やかなそもそも指導ができるということと考えると、横並びにやらなくてもいいということについて、どう聞いたらいい、検討されたのかなということをお聞きしたいと思います。

○上原指導課長 今、九段中等教育学校の2人担任制というお話だったんですけども、現在そのような状況ではなく、学級に応じて教員配置されていますので、それ以外に教科担任として区講師等も入れていますので、副担任として置いている状況です。これは別にほかの中学校も同様な形で副担任という形を置いていますので、九段中等が特段そういう形であるというわけではございません。

○小枝委員 そうですか。当初の頃はそういうイメージで鳴り物入りだったものですから、どんどんそれは変遷しているということで了解いたしました。ありがとうございます。

○池田委員長 はい。よろしいですか。

ほかはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。

それでは、（３）区立中学校、中等教育学校前期課程における３５人学級の実施についての質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後〇時〇２分休憩

午後〇時１〇分再開

○池田委員長 委員会を再開いたします。

次に、（４）令和６年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果等について、理事者からの説明を求めます。

○上原指導課長 それでは、令和６年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果等について、教育委員会資料４を基にご報告申し上げます。

項番の１、令和６年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査についてです。

（１）の部分、対象ですが、小学校５年生と中学校２年生となります。調査項目については（２）のとおりです。

続いて、（３）全国、東京都、千代田区の比較についてです。Ｔ得点５０というところが全国平均となります。千代田区及び東京都の結果については、この全国の結果との比較となります。

次のページの上段、令和６年小学校５年生男子のグラフのほうをご覧ください。上段になります。調査項目８項目のうち、握力、反復横跳び、２０ｍシャトルラン、５０ｍ走、立ち幅跳びの５項目で全国平均を上回り、体力合計点においても上回っている状況です。また、握力と反復横跳び、２０ｍシャトルラン、立ち幅跳びの４項目につきましては、東京都平均をも上回っている状況です。特に反復横跳びにつきましては、毎年安定した結果を維持しており、敏捷性というところの高さがうかがえるところでございます。一方で、上体起こしや長座体前屈については全国平均を下回る年度があるなど、基礎的な筋力または柔軟性に課題があるというふうに捉えられます。

同じページの最下段になります。小学校５年生の女子ですが、こちら調査項目８項目のうち、上体起こし、あと反復横跳びの２項目で全国平均を上回っております。また、反復横跳びに関しては東京都平均をも上回っている状況です。一方で、握力、長座体前屈、２０ｍシャトルラン、５０ｍ走、立ち幅跳び、ソフトボール投げでは全国平均を下回り、基礎的な筋力、また柔軟性、瞬発力、調整能力、そういったところに課題が見られるというところはあります。

続きまして、次のページになります。中段です。中学校２年生男子のグラフとなります。調査項目９項目のうち、長座体前屈、あと５０ｍ走、立ち幅跳び、ハンドボール投げの４項目で全国平均を上回っております。また、その４項目については東京都平均をも上回っている状況です。数年前までは全国平均を大きく下回った状況にもあったんですけども、ここ数年改善のほうが見られている状況でございます。特にハンドボール投げでは大幅な向上が見られます。一方で、持久力や２０ｍシャトルラン、全身持久力については、依然として課題が見られる状況です。

次のページになります。中学校２年生の女子でございます。こちら調査項目９項目のうち、長座体前屈、反復横跳び、立ち幅跳びの３項目で全国平均を上回っているところです。この３項目については東京都平均も上回っております。一方で、握力や２０ｍシャトルラ

ン、こちらですが、4年連続で全国平均を下回っている状況で、基礎的な筋力、持久力に引き続き課題が見られているところです。

続きまして、次のページの項番2に入ります。5歳児の運動能力に関する調査についてです。この調査ですが、東京都の調査は3年ごとに行われているため、昨年度は東京都の調査の実施がなかったため、記載している東京都の結果としましては令和4年度のものを使用しております。

（2）は調査項目5項目となります。

（3）の比較ですが、ソフトボール投げと両足連続跳び越しの2項目で令和4年度の東京都平均を上回りました。一方で、立ち幅跳びと体支持持続時間の2項目は下回っているところです。

その下の（4）保護者対象の質問紙調査についてです。調査の①におきまして、民間のスポーツクラブへ所属していない幼児としましては61.8%と、過去5年間と比較しても大きな差はございません。調査の②及び③からは外遊びをしていない幼児が増加傾向にあることが分かります。調査の④においては、土日に外遊びをしている幼児というのが増加しているように見えますが、ここに掲載しておりませんが、詳細を見ますと、おおよそ月に8日ある土日のうち2日間のみ外遊びをしていると回答している割合が最も多く、そう考えますと外遊びの時間は十分ではないかなというふうに考えられます。

その次のページ、調査⑤でございますが、平日のテレビ視聴時間、こちらも増えていることから外遊びをしていない幼児が増えている理由としても一つ考えられるところです。

最後に、項番3、今後の対応についてです。今回の結果等を受けまして、これまで取り組んできましたコーディネーショントレーニングを継続的に取り組むとともに、遊びや運動の日常化を図りまして、運動の時間や運動の機会を増やしたり、また、健康チェックカードを活用した生活習慣の見直しのほうを促進してまいりたいと思います。また、学校・園の活動だけでは十分な運動時間や運動機会を補うことは限界がありますので、その辺り保護者等に対しても運動時間、運動期間の大切さについて啓発を行ってまいりたいというふうに思います。

本件についての報告は以上です。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○牛尾委員 簡単に終わらせます。

やはり遊び、外遊び、特に5歳児のところですけども、学校はいいとして5歳児のところですけども、やっぱり遊びというのがやっぱり運動能力の向上にも深く関わっているということで、区のほうの分析でも、やはりテレビの視聴時間が増えているということが遊びをしないことにも要因としてあるんじゃないかということが書かれてありますが、どうですかね、ほかの理由というのは考えられますかね。なかなか遊べる保護者が忙しくなったとか、遊ぶところがあまり多くないとか、そこはいかがですか。

○上原指導課長 今回の調査でその辺りちょっと見るところではないんですけども、先ほどお話ししましたテレビの視聴時間も一つの要因でしょうし、そのほか、こちらスポーツクラブというところもあります。何かそれ以外の習い事とか、そういったことが本区の子どもたち多く通っているという現状もあるかなというふうに思います。

○牛尾委員 そうしたスポーツクラブとかで体動かしているということでは、それはいい

と思うんですけれども、あと、やはり子どもの体力というかな、運動能力の向上ということに関しては、やはり通っている保育園とかこども園、幼稚園の中でのやっぱり運動遊びのプログラムの充実というのも必要だと思うんですけれども、そこについてはいかがですか。

○上原指導課長 その辺りですけども、実は昨年度昌平幼稚園のほうでそういった研究もさせていただきました。特に運動遊びの習慣化と、その辺りの体力との関係というところで、幼児における運動遊びの重要性というところも十分研究を進めているところですので、各園におかれましては、その辺りの研究結果も踏まえまして、運動遊びというところをいかに充実させていくかというところは日々取り組んでいるところでございます。

○牛尾委員 分かりました。

○池田委員長 はい。

おのでら委員。

○おのでら委員 ちょっといつも質問させていただいているところではあるんですけども、いずれも令和5年度と令和6年度と比較しても、東京都についてはあんまり大きく変わっていないと思うんですよね。一方で、千代田区については、項目によっては物すごい上下する。これはやっぱりその学年得意の、すごい得意な人がいるだとか、すごく苦手な人がいるだとか、そういうのが引っ張られているということなんですかね。

○上原指導課長 個々の状況、一人一人ちょっと分析していくと恐らくそのような傾向はあるかなというふうに思います。学年によって大きな差があるところですよ。例えば、昨年度の中学校2年生の女子の結果等を見ましても、現在の高校生ですね、一昨年前の女子は高い傾向にありますので、恐らく学年傾向と、また個人の差等も、その辺り影響しているとは考えられると思います。

○おのでら委員 この中学校2年生と小学校5年生の結果を頂いていますけど、その分析の中で、体育等の時間を含め、運動時間や運動の機会を増やしていく必要があるというふうに結論づけられていますけども、一方で、生活習慣とか食習慣に関するアンケートも実施されていると思うんですね。その辺りの関連をちょっと教えていただきたいんですけど、やっぱり東京都より低いところとか、そういったところというのは睡眠の質とか時間とか影響していたり、あるいは幼稚園児にやっていただいたように、テレビの視聴時間が長いせいというのいろいろあると思うんですね。また、食習慣に関しては、何らかの栄養が足りないとか、そういったこともあると思うんですが、これを受けて、今のところだと運動時間とか運動の機会ということですけども、例えば給食の質を変えとか、あるいは睡眠時間をもっと取ってもらうようにするとか、そういったところの指導とか、そういうのはいかがでしょうか。

○上原指導課長 体力との関係としましては、今、行動体力と防衛体力というところがありまして、特に生活習慣と大きな関わりというのは一つあるかというふうに思います。先ほどのテレビの時間も一つですし、早寝早起きとか、朝ご飯の習慣だとか、そういったところも大きく影響しているかと思います。先ほど申し上げたとおり、生活チェックシートというのを今年度新しく設けまして、それらの取組を進めていくことによって、そういった早寝早起き、朝ご飯、また運動習慣だとかというところの改善というところは図ってまいりたいというふうに思っております。あと、食生活についても、日頃食育等を行って

るところでございますし、給食も非常にその辺り栄養士のほうが食についてしっかり考えた給食を準備しているところですので、子どもたち、また保護者に向けて、そういった大切さというの啓発活動は必要かなというふうに存じております。

○おのぞ委員 今回の報告事項の中ではそこは全然数字として出てきていないんですけど、何らかの例えば数字とかグラフとか、グラフはないのか、今回から。なので、そういったところの兼ね合いというのはまだこれから分析されるという感じですかね。

○上原指導課長 今回のこの調査項目の中にはそのようなところがなくて、実は生活習慣に少し関わるといふか、全体の学校生活も含めて関わるところというのは、学力調査という別の調査がありまして、そちらで少し調査を行っております。そちらの分析はこれからはになりますので、併せてそういった相関関係ではないですけども、分析を進めて改善すべきところ、さらに明らかにしてまいりたいというふうに思います。

○池田委員長 小枝委員。

○小枝委員 比較も大事ですけども、やっぱり、より子どもたちが体を形成していくのに、いい体をつくってってもらいたいと思う観点から一つだけぜひ進めてもらいたいと思っているのが、学校の朝の居場所というのが、東京都もかなり積極的に取組を始めていて、各区でも取り組んでいて、所によってはちょっと食べられるものも置いてくれている。つまり、家庭の環境によってなかなか、やっぱり朝リフレッシュすると汗かくとすごく勉強にもいいし、ハッピーになれるかなというふうに思う。寝ちゃう子も出てくるかもしれないけど。そういうところでは、学校という施設を有効に使っていただきながら、朝、運動できるという、以前はみんなそうだったんですね。最近管理が厳しくなってできなくなっているのは非常に不自由だと思うので、ぜひその辺を積極的に進めてもらいたいというふうに思いますのでよろしくをお願いします。

○加藤子ども総務課長 朝の居場所づくり、昨年度以来様々なお声を頂戴しているところではございます。取りあえず、担当としてはどこの課も担当でないので、取りあえず私のほうで答弁のほうをさせていただきますが、まず何よりちょっと朝の居場所づくりといったところで、人材の確保といったところが一番キーポイントになっているところでございます。どういうふうに人員、朝でございますので、ちょっといろいろほぼ声をかけて動いてはおりますが、なかなか確保が難しいというところがございまして、やれば我々としてもすぐにでもやらさせていただきたいなというふうには思っておりますが、ただ、食事の提供とか、たしか品川区さんのほうでやられている取組かと思っておりますが、ちょっとそこまでは今のところ考えていないところではございますが、とにかくちょっと人員の確保といったところをまず考えながら動いていきたいと思っております。

○池田委員長 はい。ほかはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、（４）令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果等についての質疑を終了いたします。

以上で、子ども部の報告を終わります。

続いて、保健福祉部の報告に入ります。

保健福祉部の（１）自立支援センター千代田寮の閉鎖について、理事者からの説明を求めます。

○前畠生活支援課長 保健福祉部資料1に基づきまして、自立支援センター千代田寮の閉鎖についてご説明をいたします。

項番1、事業概要です。特別区と東京都は路上生活を余儀なくされている方及びそのおそれのある方の一時的な保護及び就労による自立など、路上生活からの社会復帰に向けた支援を行うため、生活困窮者自立支援法及び都区間の協定に基づき、「路上生活者対策事業」を共同で実施してございます。本事業の実施拠点として特別区のブロックごとに持ち回り制により自立支援センターを設置しており、千代田区が所属する第1ブロックでは、令和2年8月から千代田区の神田橋公園内に設置してございます。また、本センターの円滑な設置、管理・運営のために、地域住民や関係機関との連絡協議を行う地域連絡協議会を令和元年5月より定期的に開催してございます。このたび5年の期間満了に伴い、令和7年8月をもって自立支援センター千代田寮を閉鎖、中央区へ移管することとなっております。

ページ中ほどの図をご覧ください。自立支援センターで行われております路上生活者対策事業について簡単にご説明をいたします。

自立支援センターでは、ブロック内の路上生活者に対して巡回相談事業による面接や相談を行い、各区の福祉事務所につながります。その後、緊急一時保護事業による一時保護、食事、衣類、居場所を提供の上、アセスメントを実施、本人の状況やご意向、必要な支援の把握をいたします。本人に就労意欲があり、かつ心身の状態が就労に支障ないと認められる場合は自立支援事業に移行いたします。そして規則正しい共同生活を送りながら就労支援や技能講習等を受け、就労自立や居宅生活移行、社会復帰を目指します。また、地域生活移行支援では、借上げの民間アパート、自立支援住宅もご用意しておりまして、そちらでより円滑な地域生活移行を支援しております。この緊急一時保護事業から自立支援事業までの利用期間は最長で6か月間となっております。このほかにも、施設退所後のアフターケアや長期化、高齢化した路上生活者がスムーズに居宅生活に移行するための支援も実施してございます。

続きまして、項番2、自立支援センター千代田寮の概要になります。設置主体は東京都。その費用については国からの補助金を除いた額の2分の1を東京都、残り2分の1を特別区、23区で負担しておりまして、運営主体は特別区人事・厚生事務組合になります。

設置場所は、神田錦町一丁目29番地、神田橋公園地内で、設置期間は令和2年8月から令和7年8月、定員は70名となっております。建物の構造は鉄骨造りの3階建て、床面積が1,304.83平方メートルとなっております。

項番3、事業実績になります。こちら、令和6年度の実績となっております。

まず（1）の巡回相談事業でございますが、延べ2,255人、3,908回となっております。近年は本事業による効果もあり、特別区内の路上生活者数は減少傾向にございますが、事前に情報提供を頂いた場所にこちらからアウトリーチすることで効果的に相談につながる事が多くなっており、件数は増加傾向にございます。

続いて、（2）緊急一時保護事業、自立支援事業でございます。まず入所者は緊急一時保護事業が147人、自立支援事業が6人となっております。入所者の属性といたしましては若年層が増加傾向となっており、路上生活者は少なく、ネットカフェやカプセルホテルなどで生活していたものの手持ち金が尽きて居場所を失ってしまったというような方が

多くなっているのが特徴となっております。なお、緊急一時保護事業で入所した方の自立支援事業への移行率は約90%となっております。

対象者は、緊急一時保護事業が40人、自立支援事業が117人で、退所理由としては就労自立、あと生活保護、あとその他となっております。就労自立率といたしましては約48%となっております。

最後に項番4、今後のスケジュールでございます。千代田寮は令和7年8月3日をもって閉鎖となり、利用者は中央寮へ移転をいたします。8月末までに建物内の備品等の撤去を行い、9月から約半年間、建物の解体工事と原状復帰工事が行われます。この解体工事については東京都が実施主体となります。その後、区環境まちづくり部で公園としての再整備工事が行われることとなっております。予定では、順調に行けば令和9年3月頃には公園として再度供用開始される見込みと伺っております。工事自体は令和8年3月以降に実施されまして、順調にいけば、供用開始が令和9年3月となる見込みとなっております。

説明は以上となります。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○牛尾委員 自立支援事業については質問がいっぱいあるんですけども、それはここではやらないんで、問題なのは、次、中央区に行くわけですよ。ここを利用されていた方がスムーズに中央区の施設に移行する段取りは取っていらっしゃると思うんですけども、そこについてはもうスムーズに行くということによろしいですよ。

○前島生活支援課長 本千代田寮の今運営法人がそのまま中央寮の運営法人となることも決まっております。ほぼ建物が変わりますけれども中身の利用者の方と一緒に運営法人のほうもスタッフも一緒に引っ越しをするような形になっておりますので、引き続き運営自体はスムーズに行くことと思っております。

○牛尾委員 ここをやっぱり利用されている方は非常に助かっているというお声は聞くんですけども、やはりここは場所の狭さというのもあるんですけども、生活する部屋が個室ではなく、やはり多人数が一緒になった部屋になっていると。やっぱりどうしてもやっぱりそういった部屋では生活しづらいという方がいらっしゃる、ここを利用したいけれども利用できないという方がいらっしゃる。私も何人もそういった相談を受けました。これは持ち回りでやっているんで、また、何年後だ、今度は20年後ぐらいになるのかな、にまた千代田に戻ってくるんですけども、そのときはぜひ個室対応でやはり設置をしていくということで場所等も検討していただきたいと思っておりますけれども、そこについてぜひお考えをお聞かせください。

○前島生活支援課長 千代田寮ではこれまで複数人での基本的な共同生活ということがベースになっておったんですけども、コロナ禍を経まして、またそういった多様性の時代になってまいりましたので、次の中央寮に関しましては全室個室化がされておりますので、（「へえ」と呼ぶ者あり）そういった方にも対応ができるようになってございます。

○池田委員長 はい。

ほかはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、（1）自立支援センター千代田寮の閉鎖についての質疑

を終了いたします。

以上で、日程の2、報告事項を終わります。

次に、日程の3、その他に入ります。委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。

執行機関から何かございますか。

○緒方障害者福祉課長 私から、神田三崎町にございますグループホームみさきホームの閉所について、口頭にてご報告させていただきます。

民設民営の施設でございますが、18歳以上の知的障害のある方を対象としまして、平成16年の10月に開設いたしました。現在、区民は3名入居されております。開所後約20年ほど経過しまして、人員確保の面などの理由から運営を継続していくことが困難になったということで、事業者からやむなく令和7年8月31日をもって閉所をする旨報告を受けてございます。現在ご入居中の区民の方につきましては、みさきホーム運営法人を中心に、えみふるの相談員も入りまして、ご本人や保護者のご意向、ご要望を丁寧に伺いまして、区外のグループホームへ入所されるということでご同意を頂き、現在、見学ですとか手続などを進行中であると報告を受けてございます。

私からは以上です。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。この件に関する質問はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 よろしいですね。はい。

続いて、ほかに報告事項がありますか。

○小目高齢介護課長 私から、（仮称）神田錦町三丁目施設整備に係る新築工事説明会の開催について、口頭にてご報告をさせていただきます。

施設の新築工事に関する詳細をご説明するため、住民説明会を開催いたします。説明会の日時は7月6日の日曜日午前10時から、会場はちよだプラットフォームスクウェア5階の会議室でございます。本件につきましては6月4日に委員の皆様へポスト投函の上、6月5日に千代田区ホームページ及び広報千代田にて一般にも周知をさせていただいております。

なお、説明会当日の状況につきましては、参加者から頂戴したご意見などを含めまして、改めて説明会后、皆様に情報提供をさしあげたいというふうに考えてございます。

ご説明は以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。この件に関する質問はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。ありがとうございます。

最後に、日程の4、閉会中の特定事件継続調査事項についてです。閉会中といえども委員会が開催できるように議長に申し入れたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、本日はこの程度をもちまして閉会といたします。ありがとうございました。

午後0時37分閉会